

# ハイブリッド・エンティティと国際課税問題

栗原 克文

## Abstract

Various business entities are found in today's business community, however, such varieties of business entities often cause tax problems. While in one country, a hybrid entity is taxed as a corporation, it is dealt as a transparent entity in which equity holders are subjected to taxation in another country. The difference in taxation of hybrid entities can be used to international tax arbitrage.

In the U.S., many regulations on tax planning using hybrid entities have been implemented, such as (i) Creating dual consolidated loss, (ii) Avoiding Subpart F rule application, (iii) Tax deferral on transferring intangible properties, (iv) Abusing foreign tax credit mechanism, (v) Obtaining benefit of tax treaty, (vi) Avoiding capital gain taxation, however, these regulations do not necessarily have enough effectiveness to prevent tax avoidance. As the U.S. experience in this area can be very instructive for Japan, this article goes over the U.S. regulations considering implications for the tax treatment on various entities in Japan. In order to tackle international tax arbitrage surrounding taxation of hybrid entities, foremost importance is each country's own effort. Likewise, developing international common understanding on this issue through effective tax treaties or thorough discussions is thought to be effective. Amid ongoing globalization of economy where more diversified business entities come into existence, fair and predictable taxation based on through investigation are highly required.

Key words: Hybrid entity, International tax arbitrage

## 目次

- 1 はじめに
- 2 損失の二重控除
- 3 サブパート F 規定
- 4 無形資産の海外移転に係る課税繰り延べ
- 5 外国税額控除
- 6 租税条約の特典利用
- 7 譲渡所得課税
- 8 日本における論点と対応の方向性
- 9 おわりに

## 1. はじめに

事業体が課税主体と扱われるか否かについての各国税法による分類は、タックス・プランニングの戦略に大きな影響を与える。ある国では課税主体と扱われ法人税の課税対象となり、他の国では課税上透明と扱われ持分所有者に対して課税されるなど、国により課税上の取り扱いが異なるハイブリッド・エンティティ (Hybrid Entity: 以下「HE」)<sup>1)</sup>は、租

1) HEは、事業体が設立された国においては課税上透明と扱われ、他方の国では法人として課税を受けるレギュラー・ハイブリッド・エンティティ (regular hybrid entity) と、事業体が設立された国においては法人として課税を受けるが、他方の国では課税上透明と扱われるリバース・ハイブリッド・エンティティ (reverse hybrid entity) とに分類できる。

税裁定 (Tax Arbitrage) に利用されることもある。

米国において HE の利用は、1997年から導入された、いわゆる「チェック・ザ・ボックス」規定<sup>2</sup>により拡大された。この規定は、ある事業体がそれ自体法人 (per se corporation) でない限り、事業体が課税主体に該当するか否かを、納税者が選択できるというものであり、LLC (Limited Liability Company)、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、支店などの多様な事業体について、納税者が課税上の取扱いを選択することが可能となるものである。

米国議会の租税合同委員会は「チェック・ザ・ボックス規定は、現在のエンティティの分類を簡素化および自由化するもので、課税目的上事業体をパートナーシップとして取り扱うことができるように拡大するものである。」<sup>3</sup>としている。この新しい規定により事業体の分類は確かに簡素化され、「投資のために米国国外での HE の利用をより魅力的かつ確かなものにしていく」と言える。しかし、その選択が納税者に委ねられた結果、米国と他の国との間で異なる取り扱いを受ける状況を創出することが容易となり、課税上の問題も拡大した。HE の活用による租税裁定は他のものよりも範囲が広く多様であり、特に外国所得に関しての租税回避を容易にしたとの指摘もある<sup>5</sup>。

HE を利用した国際的な租税裁定が、いかなる場合に租税政策上大きな問題となりえるのであろうか。米国上院の財政委員会 (U.S. Senate Finance Committee) は、米

国と他国との居住者判定の相違を利用して、両国で居住者となることにより、損失を二重に控除する二重連結損失 (Dual Consolidated Loss) 取引を問題視している<sup>6</sup>。また、サブパート F 条項の回避、無形資産の海外移転に係る規制の回避、外国税額控除の濫用、租税条約の特典利用、譲渡所得課税の回避などにも利用され得る。

米国においては、「チェック・ザ・ボックス」規定が導入された直後の1997年に、HE を通じて行われた特定の支払いについて租税条約の特典を制限する内国歳入法 (Internal Revenue Code: 以下「IRC」) 894条(c)が制定され、その後も HE を利用した国際的な租税回避を防止するための各種の規定が導入されている。「チェック・ザ・ボックス」規定は、税法の簡素化を目的として設けられたものであるが、こうした各種の規定が、簡素化と逆行しているという指摘もあるところである<sup>7</sup>。

多様な事業体の活用はビジネスの遂行に有効な面がある一方で、HE が様々な租税回避に用いられる可能性があるが、HE の濫用に対する米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) や財務省の対応は必ずしも十分に有効なものとなっておらず、特に、サブパート F 条項の回避が顕著であるとの指摘もある<sup>8</sup>。さらに、IRS の研究においても、米国の多国籍企業がビジネスの多くを外国に移転し、米国の課税ベースを侵食しているとの問題が提起され<sup>9</sup>、その移転先の多くはタックスヘイブン国であるという分析

2 財務省規則 § 301.7701-1~3

3 Joint Committee on Taxation (1997) p.1.

4 Id., at 147.

5 Holland (2005) p.268.

6 S. Rep. No. 99-313

7 Jacobs, New York State Bar Association (以下 NYSBA) (2002) p.235.

8 Holland (2005) pp.267-268.

9 Mahony and Wenrich (2000)

もあり<sup>10</sup>、こうした動きと「チェック・ザ・ボックス」規定による事業体選択を用いて国外所得に対する課税を回避する動きとが同時に起こってきていることは、偶然とはいえな  
いとの見方もある<sup>11</sup>。米国議会の租税合同委員会は、「チェック・ザ・ボックス」規定の問題点を認識し、見直しを示唆しているところである<sup>12</sup>。

米国においては、HE を利用した租税回避を防止するため、多くの対応が図られてきている。しかしながら、その租税回避の態様は多様であり、完全に租税回避を防止するには至っていない。本稿においては、日本における多様な事業体に関する税務上の取り扱いを考えていく上で、HE を利用した租税回避に対する米国の対応策が有益な教訓となり得ることから、米国における具体的な事例とその対応策及びその困難性について考察を加え、日本における事業体課税の論点と対応の方向性を検討する。

## 2 損失の二重控除

### (1) 損失の二重控除とその防止策

米国の法人でありながら、外国においても法人の居住地国として扱われる二重居住法人 (Dual Resident Corporation) が、一つの損失を米国と外国の双方において二重に控除 (「ダブル・ディップ」と言われる) することがありえる。つまり、二重居住法人の損失を、米国における連結納税グループと外国における連結納税グループそれぞれにおいて利用し、双方の連結所得を減少させるものである。

1986年の税制改正により、国際的な租税裁定や、租税利益を複数の国で享受する「ダブル・ディップ」に対する対策の一つとして、IRC 1503条(d)が追加された<sup>13</sup>。この規定は、米国法人が米国で損失を控除するとともに、外国においてもその損失を控除する二重連結損失 (Dual Consolidated Loss) について、損失計上の制限を定めたものである。

IRC 1503条(d)及び財務省規則 § 1.1503-2 では、米国の法人が、外国においても居住地国として扱われる二重居住法人について、一つの純事業損失 (net operation loss) を米国と外国の双方において二重に控除することはできないとされている。

1988年には、IRC 1503条(d)の適用範囲、つまり二重連結損失の控除が制限される範囲が拡大された。制限の対象に、米国法人の外国支店が追加され、その外国支店は米国法人の100%子会社とみなされ、損失の利用が制限されることとなった。なお、外国法人の米国支店はこの制限規定の対象とされていない<sup>14</sup>。

1992年には、現行の財務省規則 § 1.1503-2 が制定され、二重居住法人は、二重連結損失について、連結納税額の計算上控除することができないとされた。控除できない二重連結損失の額は、財務省規則 § 1.1502-21(c)の SRLY (Separate Return Limitation Year) ルールに基づき、単体申告の中で、繰越しあるいは繰り戻しにより控除することができることとされている。

13 二重連結損失に関する規定の概要や変遷については、New York State Bar Association Tax Section (2006), Mills (2004)を参照した。

14 これは、欠損金を有する外国法人の米国支店は、米国の関連法人と連結することができないとの理由による。(NYSBA Tax Section (2006)p.384.)

10 Sullivan (2004) pp.1035-1046.

11 Holland (2005) p.268.

12 Joint Committee on Taxation (2005) pp.182-185.

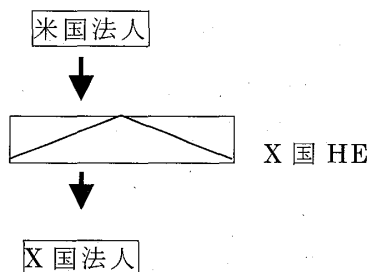
以下は、二重連結損失を制限する事例である。

#### 事例 1<sup>15</sup>

事業体 X は、米国においては、課税上透明として扱われ、Y 国においては課税上法人と扱われる事業体である。A, B, C は事業体 X のパートナーであり、A 及び B は米国法人、C は Y 国法人である。米国において、各パートナーは事業体への持分に応じて損益を認識する。Y 国においては、連結申告上、C の損益は事業体 X の連結グループの所得に合算される。財務省規則 § 1.1503-2(c) (3) 及び (4) の規定により、A 及び B の持分部分は、分離された内国法人 (separate domestic corporations) と扱われ、A 及び B へ配分される X の損失は、X が A, B それぞれに配分する利益に対してのみしか相殺することができない。

#### 事例 2<sup>16</sup>

米国法人が HE を X 国に設立し、X 国 HE は X 国内に X 国法人を有するとする。X 国 HE は、米国では課税上透明と扱われるが、X 国では法人として課税され、X 国



(注) 矢印の太線は出資関係を示す (以下同じ)。

図 1

法人と X 国 HE は連結納税を選択しているとする。この場合、HE に生じた損失は、連結申告により X 国法人の所得から控除されるとともに、米国では X 国 HE が課税上透明のため、米国法人の所得からも控除されることとなる。IRC 1503 条 (d) はこうした二重の損失控除を制限している。

#### (2) 二重連結損失の制限規定に係る問題点

##### (a) ドメスティック・リバーズ・ハイブリッドを用いた IRC 1503 条の回避

上述のように IRC 1503 条 (d) は、二重居住法人について損失の二重取り込みを制限しているが、事業体が設立された米国においては法人として課税を受けるが、他の国 (保有者の居住地国) では課税上透明と扱われる内国事業体であるドメスティック・リバーズ・ハイブリッド (Domestic Reverse Hybrid: 以下「DRH」)<sup>17</sup> を活用することにより、二重控除が可能となり得るという問題が生じている。

特に、1997 年から導入された「チェック・ザ・ボックス」規定は、二重連結損失の制限規定の適用に大きな影響を与えた。「チェック・ザ・ボックス」規定は DRH の創設を容易にし、外国法人が所有する米国の事業体 DRH を利用することにより、米国における利息費用を二重に控除することが容易となった。

次の事例 3 は DRH を利用した損失の二重控除の例である。

#### 事例 3

X 国法人が米国法に基づき米国に事業体

15 財務省規則 § 1.1503-2(c) (16) Example 3.

16 本事例は高橋 (2006) 95 頁を参照した。

17 DRH は財務省規則 § 1.894-1(d) (2) (i) において定義されている。

を設立し、米国内において課税上法人として取り扱われるよう選択する（X国では課税上透明扱い）。このDRHが米国の銀行から借入れを行い、米国で運営している法人の株式を取得する。このDRHは米国では法人として取り扱われるため、銀行へ支払われる利子は、米国で営業する法人とDRHとからなる連結グループの所得から差し引くことができる。米国銀行への利払いは米国の居住者に対する支払いであるため、源泉所得税は生じない。また、米国銀行への支払利息は、X国においてはDRHがパススルー課税とされるため、X国法人の所得から差し引くことができる。

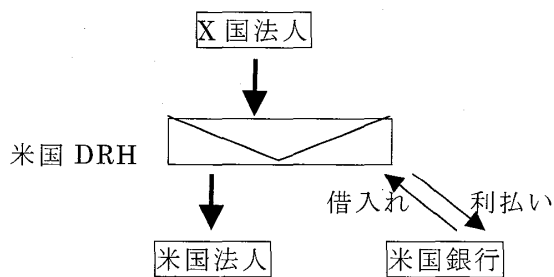


図2

二重連結損失の控除制限は、米国法人が保有する支店等の“separate unit”が対象である。財務省規則 § 331.7701-2(a)により、外国の課税上透明な事業体 (hybrid branch) やパートナーシップ持分についても、二重損失制限規定の適用上“separate unit”になり、制限の対象となっている。しかし、事例3のようにDRHは1503条(d)において、控除の制限の対象となる“separate unit”に該当しておらず、DRHを活用した二重損失控除を防止する必要があるとの指摘もある<sup>18</sup>。

18 NYSBA Tax Section Rep. No. 1004, Doc 2002-1084, 2002 WTD 11-26 (Jan. 14, 2002) なお、“separate unit”の定義を整理した改正規則案 § 1.1503(d)(5)においても、DRHについては規則の対象に含まれていない。

チェック・ザ・ボックス規定により事業体の活用が多様化したことに対応して、DRHを含め、規則の対象範囲の拡大や取り扱いの明確化が課題となっている<sup>19</sup>。

#### (b) 損失の二重不控除の問題

外国で控除されなかった損失については二重連結損失に含まれないこととされている(IRC1503条(d)(2)(B))が、その例外として、外国での二重損失控除の制限規定により控除できなかった場合には、当該損失は外国において控除されたものとして取り扱うこととされている(財務省規則 § 1.1503-2(c)(15)(iv) :「ミラールール」呼ばれる。)。つまり、外国で控除されない損失についても、米国においては二重連結損失に該当し、他の所得と相殺できないことになる。この「ミラールール」について争われた事例としてBritish Car Auctions Inc. v. U.S.がある。

#### [British Car Auctions Inc. v. U.S.]<sup>20</sup>

損失を有する米国法人は、英国においても居住者として扱われていた。英国には二重連結損失の制限規定<sup>21</sup>があるため、その損失を控除できない。そこで納税者は、米国における連結申告で、その損失の控除を求めたが、認められなかったため、提訴した。裁判所は、二重連結損失の制限規定がある外国で控除されなかった損失については、米国の二重連結

19 NYSBA Tax Section (2006) では、2005年5月に発出された新しい財務省規則案についての解説とともに対象範囲のさらなる明確化が必要としている。

20 116 F.3d 1497, Doc 97-18222, 97 TNI 141-31 (Fed. Cir. 1997).

21 英国における二重連結損失を解説したものとしてMcGowan (2004) 参照。典型的な二重居住法人として、米国デラウェアで設立され英国において管理支配されている会社を例示している。

損失に含まれないこととすると、米国の歳入が失われることとなるとして、当該規定は有効であり、合理的な制限であるとし、納税者の主張を退けた。

「ミラールール」は、米国の歳入の犠牲の下に外国が税収を確保することを防止することが目的であるが、British Car Auctions Inc. v. U.S.の事例のように、他国で損失を控除していない場合にも、この規定により、米国での損失の取り込みが制限される懸念が発生している。「ミラールール」により、双方の国で損失の取り込みが制限された場合に、租税条約に基づく権限ある当局間における協議が考えられるが、これまで行われた事例はない模様である<sup>22</sup>。

### (c) 二重連結損失制限規定の一貫性

多様な取引について、二重連結損失を制限する規定の適用対象となる範囲を明確にする必要がある。2005年5月に発出されたIRC 1503条(d)に係る財務省規則案は、「チェック・ザ・ボックス」規定によるこれらの事業体の拡大に対応して、支店、課税上透明な事業体及びパートナーシップについて、二重損失控除の制限の対象となるSeparate unitの範囲を整理するものである<sup>23</sup>。この規則案においては52の事例が示され、明確化が図られているが、類似の経済取引について異なる課税結果が生じることが懸念されている。

例えば次のような取引である。米国法人が、外国でHEを設立し、そのHEが、非関係者から資金を調達し、損失が生じた場合には、その損失は二重連結損失になる。一方、米国法人が非関係者から資金を調達し、外国の

HEに資金を貸し付けた場合には、米国法人の支払利子は二重損失控除ルールの適用対象にはならない<sup>24</sup>。

類似した2つの取引について、異なる結果が生じる可能性があり、二重損失控除の規定の適用範囲を明確化する必要があるが、可能性のある取引をすべて網羅することは容易なことではないであろう。

なお、IRSは手続面の明確化に努めており、2006年2月に、二重連結損失の制限規定に関するNoticeを発出した<sup>25</sup>。一定の要件を満たすものについては、IRC1503条(d)に基づく二重連結損失制限が適用されないこととされているが、このNoticeは、その場合に必要とされる資料（他国で損失を控除しないという取極め、反証、その他の情報）を期限内に提出しなかった場合の救済規定である。

以上のように、二重損失の制限規定であるIRC1503条については、その適用対象について一貫性を確保しつつ明確化することは容易ではない。また、制限を過度に適用すると、損失をどちらの国でも控除できない二重課税の状況が創出されるという問題も生じている。

## 3 サブパートF規定

### (1) サブパートF規定の概要

米国におけるタックス・ヘイブン対策税制であるサブパートF規定の目的は、米国居住者が、低課税国に所在する被支配外国法人に所得を留保することによる米国での課税繰り延べを防止することである。サブパートF規定は、被支配外国法人の受動的投資所得と

24 NYSBA Tax Section (2006) p.380.

25 Internal Revenue Bulletin: 2006-8, Feb. 21, 2006, Notice 2006-13.

22 NYSBA Tax Section (2006) p.387.

23 ミラールールについては大きな変更はない。

関連法人との取引から獲得した所得を対象としており、被支配外国法人の米国株主は、持分割合に応じてサブパート F 所得を総所得に算入しなければならないこととされている。

## (2) HE を利用したサブパート F 規定の適用回避

HE を利用してサブパート F 規定の適用を回避する例として、次のようなものがある。

### 事例 1

米国法人が X 国（高税率）に子会社 A を所有している。この子会社 A は支配外国法人（Controlled Foreign Corporation: 以下「CFC」）となり、サブパート F 規定の適用を受け、CFC の受動的所得については、米国法人（株主）への配当の有無に関わらず米国法人の所得に含まれる。一方、事業活動からの所得については、米国法人に配当されるまで、米国での課税は行われない。しかし高税率の X 国で課税されるため、HE が利用

される。

図1-1において、米国法人が X 国に子会社 A 及びタックスヘイブン国に子会社 B（いずれも100%所有）を有する。X 国子会社 A は能動的な事業活動を行っているためその所得はサブパート F 所得とされない。X 国子会社 A が X 国での租税負担を減少させようとしてタックスヘイブン国の子会社 B から借入れを行い、利息を支払い、所得から支払利息を控除したとしても、外国子会社 B が受け取った利息はサブパート F 所得として米国において課税される。

そこで、HE を利用してサブパート F 規定を回避しようとするケースが図1-2である。米国法人は、事業活動を行っている X 国子会社 A に事業体 B をタックスヘイブン国に設立させる。事業体 B は X 国では法人として扱われるが、米国では別個の事業体とはみなされない（パススルー課税を選択）。X 国子会社 A は事業体 B から借入れを行い、X 国子会社 A は支払利息を所得から控除する。これにより、X 国での高税率を受ける X 国子会社 A の所得が減少する（X 国での過少

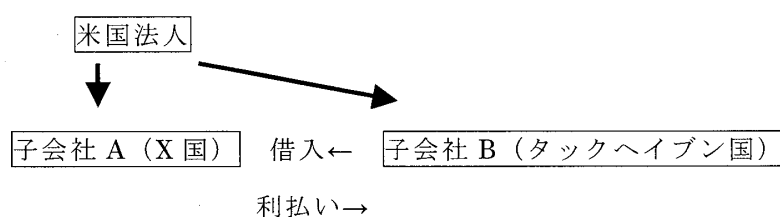


図1-1

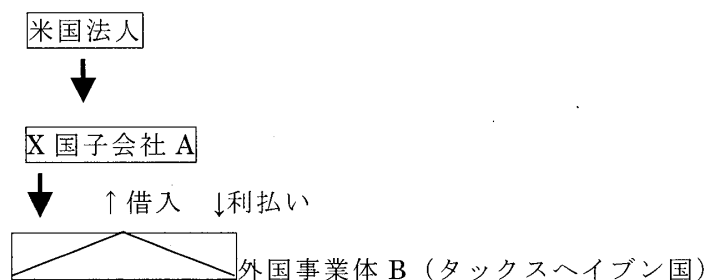


図1-2

資本税制の適用がないものと仮定)。この利息は事業体 B の所得としてタックスヘイブン国で課税されるが、低税率国であるため少額の課税となる。米国における取り扱いは、一般的には、利子所得は、受動的所得としてサブパート F 規定の適用を受ける。しかし、このケースは、事業体 B は米国では課税上別個の事業体とされないため、利払いは内部取引として課税関係は生じない。したがって、X 国における子会社 A の事業所得への課税は減少し、タックスヘイブン国において低税率による課税が行われるとともに米国でのサブパート F 規定の適用は受けないこととなる<sup>26</sup>。

#### 事例 2

サブパート F の規定では、通常ほとんどの配当や利子等の受動的所得の受け取りは、外国人的持株会社所得 (Foreign Personal Holding Company Income<sup>27</sup>) として、米国において課税されることとなるが、同一国内の関連法人から受領する特定の受動的所得については、サブパート F 規定の対象から除かれている (IRC954条(c)(3)(A))。つまり、同一国内にある関連会社から CFC が受領する利子及び配当については、それがその国で事業活動を行っており、相当の資産をその国に有している場合には、サブパート F 条項は適用されないというものであり、“Same Country Exception” と呼ばれる。この Same Country Exception の規定と DRH を利用して、サブパート F 規定の適用を免れる事例が図 2 である<sup>28</sup>。

26 より詳細には以下を参照。IRS, Notice 98-11, 1998-6 IRB 18, January 1998, 本田 (2006) 110-111頁, Ring (2002) pp.96-98.

27 IRC953(a)(1)-(c)

28 Harvey, Burke and Shapiro ((1996) p.221より引用。

図 2 において、米国法人は、X 国に事業体 A と子会社 B (事業を遂行している会社) を有している。X 国事業体 A は、Limited Partnership であり、米国においては、「チェック・ザ・ボックス」規定により法人としての課税を選択する。事業遂行上の理由から X 国子会社 B は X 国事業体 A を必要としており、X 国子会社 B のほとんどの資産は X 国における事業活動に使用されているものとする。X 国事業体 A は X 国子会社 B に貸し付けを行い、利息収入を受け取る。この受取利息は、Same Country Exception の規定<sup>29</sup>によりサブパート F 所得とならず、米国での課税の対象とはならない。

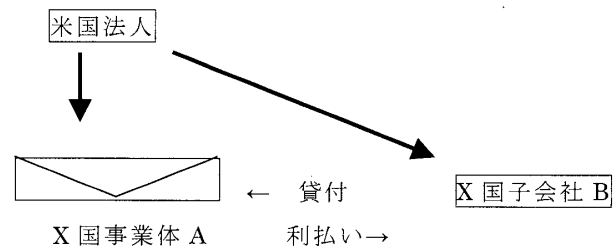


図 2

#### 事例 3

次の事例は配当の取り扱いに関するものである(図 3)。米国法人が、X 国に子会社 A を有し、X 国子会社 A が X 国に事業体 B を有する。事業体 B は製造活動を遂行している。X 国事業体 B が法人であるとする、IRC954条(c)により、事業体 B から子会社 A へ支払う配当は、子会社 A が製造活動を行っていないために、サブパート F 所得となり、米国の課税を受けることとなる。しかし、「チェック・ザ・ボックス」規定に基づ

29 支配外国法人が、同一の国内から受取る利子、配当は、一定の要件下で、サブパート F 所得から除かれる (IRC954(c)(3))。



き事業体 B を課税上透明とすることを選択すると、子会社 A が製造活動を行っていることになり、子会社 A の所得は能動的所得となるため、サブパート F 所得から除かれることになる<sup>30</sup>。

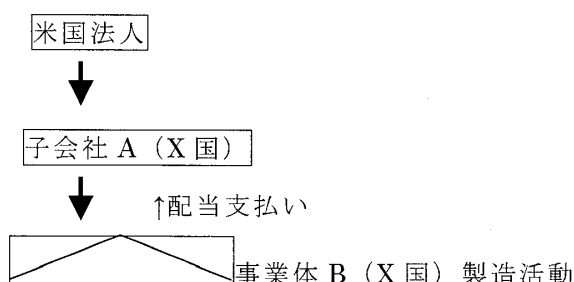


図 3

上記事例 3 に関連して、次の裁判例がある。  
[Brown Group, Inc. v. Commissioner, 77 F. 3d 217 (8<sup>th</sup> Cir. 1995)]

Brown Group は 100% 内国子会社である International 社を有しており、International 社がケイマン諸島に 100% 子会社 Brown Cayman 社を有していた。Brown Cayman 社はケイマン諸島のパートナーシップである Brinco の 88% の出資者であり、Brinco は、Brown Cayman 社の購入のための業務を行っていた。

仮に、Brinco が法人であれば、Brown Group による支配割合から、Brinco の所得までサブパート F 規定の対象となるが、Brinco はパートナーシップであるため、IRC954条(d)(3)に規定する「related person」には該当せず、サブパート F 規定の対象とならないと Brown Group は主張した。

IRS は、Brinco が「related person」に該当するか否かは争わず、Brown Cayman 社に Brinco の所得が出資割合に応じて分配されたとして、その分配額を Brown Cayman

社は所得に算入すべきであると主張した。

巡回裁判所は、1987年以前の IRC954条(d)(3)の規定による「related person」の定義では、Brinco の所得はサブパート F 条項の対象とならないとし、パートナーシップは IRC952条の適用上サブパート F 所得を有せず、その性質は子会社にまで維持されるため（性質決定の問題はパートナーの段階で判断される。）、サブパート F 所得は存在しないと判示し、Brown Group の主張を容認した。

なお、上記事例の他にも、CFC の株式を譲渡する直前に、子会社形態から支店形態に変更する「チェック・アンド・セル取引」によりサブパート F 規定を回避するスキームがある<sup>31</sup>。

### (3) 対応策

事例 1, 2 のように外国の HE を利用してサブパート F 規定を回避することを防止するため、IRS は 1998 年 2 月に Notice98-11, 1998-6 I.R.B. を発出し、子会社を支店（パススルー課税）として扱う納税者の選択を覆す規則の作成を予告した。この Notice98-11 に続いて、サブパート F 所得の算定上においては、事例 1 のような HE は、課税上透明なものとして取り扱わないという規則案が示された<sup>32</sup>。

しかし、産業界からの反対や、この規定は外国の課税ベースの浸食の防止には有効だが米国における課税への効果が少ないとの指摘<sup>33</sup>もあり、この Notice 98-11 は、Notice 98-

31 その詳細や対応策については、本田 (2006) 112-114 頁参照。

32 TD 8767 及び REG-104537-97

33 NYSBA Tax Section (1998) p.880.

30 Paul R. McDaniel et. al. (1998) pp.92-93.

35<sup>34</sup>により撤回された。後に、Notice 98-11 とほぼ同様の内容の規則 § 1.954-9 が提案されたが、まだ最終規則にはなっていない模様である<sup>35</sup>。

事例 3 のように、CFC がその所得を従属パートナーシップに移転することにより、サブパート F 条項の適用を回避するケースへの対応として、Brown Group Case の後、反濫用規定である財務省規則 § 1.701-2(e) [Abuse of entity treatment] が制定された。この規定は、IRS 長官は IRC の趣旨に鑑み適切と判断したときにはパートナーシップをパートナーの集合体として扱うことができるというものである。規則では、パートナーシップの活動は、CFC に直接に帰属することとされ、パートナーシップの所得は CFC の所得に合算されることになる<sup>36</sup>。

#### 4 無形資産の海外移転に係る課税繰り延べ

##### (1) 無形資産の海外移転に係る課税繰り延べに係る防止規定

法人組織再編により米国居住者が資産を外国法人へ移転した場合、一定の条件の下で収益の認識を行わないこととされているが、これの濫用を防止するために、IRC367条が1932年に導入された。同条及び暫定規則 § 1.367(a)-6T は、米国居住者が含み益のある無形資産を海外に移転した場合の課税繰り延べを防止するための規定である。

34 1998-27 I.R.B., Issued June 19, 1998.

35 撤回の経緯とその後の詳細については本田(2006)111-112頁参照。

36 この規則について、出資割合が僅少のCFCについての取り扱いが不明確であるという指摘もある。(McDaniel, et. al. (1998) p.100.)

##### (2) IRC367条の回避<sup>37</sup>

「チェック・ザ・ボックス」規定による事業体課税の選択により、IRC367条の適用を回避して、米国で課税されずに無形資産を外国法人へ移転することに HE は利用され得る。米国法人が海外に HE を設立（出資者は当該米国法人のみ）する（図 1）。この外国 HE は、米国では課税上透明と扱われ、外国においては法人として課税される。つまり、資産の HE への移転が同一法人内での移転となり、税務上収益の認識がなされないこととなり、IRC367条の適用回避が可能となる。

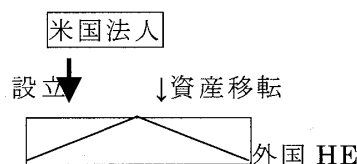


図 1

##### (3) 考 察

上記事例の場合、当該法人のみでなく、他の法人が HE に出資している場合、財務省規則 § 301.7701-3 により、外国パートナーシップとみなされ、収益を認識することとなる可能性がある。

海外に移転した資産は、将来、米国の課税を受けることとなるため、課税繰り延べの効果のみ有することとなり、適格の企業組織再編と同様の効果をもたらすのみである。ただし、資産の価格が下落した後に第三者にその資産を移転した場合には、米国での課税の機会が失われる可能性は残ることとなる。

37 本事例は同上 pp.85-86を参照した。

## 5 外国税額控除

### (1) HEを利用した外国税額控除の適用

HEの利用により、外国税額控除の適用を受け、税負担の軽減を図る方法がある。以下においていくつかの事例を検討する。

#### 事例 1

財務省規則 § 1.701-2においては、HEについて適用可能な事例が掲げられている。これらは制度上認められているHEの活用であり、次のような事例がある。

直接外国税額控除は、海外で事業活動を行っている内国法人が適用可能であるが、海外での事業をHEを通じて行う場合、米国においては課税上透明であり、外国においては課税上法人として扱われるため、米国において直接外国税額控除の適用を受けることが可能である<sup>38</sup>。

#### 事例 2

パートナーシップへの課税について、それぞれのパートナーに対して課税（パススルー課税）される国にリバース・ハイブリッド・エンティティ（米国では法人として課税）を設立する。パートナーである米国居住者は、パートナーシップに係る所得を算入するとともに外国で納付した税額を直接控除しようとするが、米国においては、そのリバース・ハイブリッド・エンティティを法人として扱うため、所得に算入する必要がない。つまり、外国ではリバース・ハイブリッド・エンティティを課税上透明とみるため、パートナーが直接課税され、米国のパートナーは外国税額を控除する。一方、米国では事業体は法人と扱われるため、事業体の所得は、配当される

まで米国パートナーの所得に加算されない。そこで、パートナーである米国居住者は外国税額控除を享受する一方で、パートナーシップの所得算入を繰り延べるのが可能となるプランニングが考えられる<sup>39</sup>。

#### 事例 3

HEとともに、ハイブリッド商品（Hybrid Instrument）を活用したプランニングもある。ハイブリッド商品は、一方の国では資本（Equity）として扱われ、他方の国では負債（Debt）として扱われるものである。

例えば、米国法人がX国に事業体Aを設立し、100,000ドルを出資する（出資割合100%）。事業体Aは外国法人から900,000ドルを借り入れ、年8%の利息を支払う。外国法人と事業体Aは非関連法人である。次に、事業体Aは、Y国にあるB社の優先株を1,000,000ドルで購入し、B社は事業体Aに年10%の配当を支払う。この配当には20%の源泉課税が行われると仮定する。

X国において、外国法人から事業体Aへの貸付がEquity投資とされ、事業体Aはパートナーシップと扱われるとする。B社から事業体Aへの配当に対して20%の源泉徴収が行われた場合、パートナーである外国法人は20,000ドル（1,000,000ドル×10%×20%）の外国税額を控除できることになる。一方、米国においては、当該貸付は事業体Aの債務として認識される。また、「チェック・ザ・ボックス」規定により、事業体Aが課税上透明な主体として扱われるよう選択したと仮定すると、事業体Aは米国法上、米国法人の一部となり、米国法人がY国において源泉徴収された外国税額を控除できることになる。米国とX国との間で異なる取り扱い

38 財務省規則 § 1.701-2, Example 3.

39 Harvey, Burke & Shapiro (1996) p.220参照.

いにより、米国法人及び外国法人の双方が外国税額を控除することが可能となる<sup>40</sup>。

#### 事例 4

米国法人 A が、100ドルを出資して X 国に事業体 B を設立する。事業体 B は米国の税務上支店（パススルー課税）として扱われる。事業体 B は X 国の非関連法人 C から年 8% の利率で 900ドルの借入を行う。これらにより調達した資金 1,000ドルを事業体 B は Y 国の非関連法人の発行する年 10% の配当利回りの優先株式を購入する。配当は Y 国において 25% の源泉徴収の対象となる。

X 国の税務上、事業体 B はパートナーシップと扱われ、C からの資金調達は借入ではなくパートナーシップへの出資とみなされるため、C は X 国において、事業体 B が負担する Y 国源泉税の 90% について外国税額控除を適用する。一方、米国税務上は C からの資金調達は負債であるため、Y 国源泉税の 100% について外国税額控除を適用する。つまり、米国法人 A は、100ドルの配当から支払利息 72ドルを控除した 28ドルに対して 25ドルの外国税額の負担が生じ、同額を外国税額控除することとなる。このように米国法人 A と C との双方が同じ外国税額控除について控除することになる<sup>41</sup>。

#### (2) 外国税額控除適用の可否に係る裁判例等

上記の事例は、現行の外国税額控除の規定（IRC901条）を文言上適用可能と仮定した場合に成立し得るものである<sup>42</sup>。しかし、過

去の裁判例においては、実際に所得が分配されるまで外国税額控除の適用が認められないという判決がある<sup>43</sup>。この判決は、アルゼンチンとコロンビアに 2 つのリバース・ハイブリッド（米国では法人課税、外国ではパートナーシップ課税）を有する米国法人の外国税額控除が認められなかったものである。したがって、判例法においては、実際に所得が分配されるまで外国税額控除の適用が認められないこととされ、一応の濫用防止となっているとも考えられる。

IRS は外国税額控除の濫用に対応するため、1997年12月に Notice 98-5<sup>44</sup> を発出し、外国税額控除額に比し期待される経済的利益が僅少な場合に濫用と見るなどの基準が示され、濫用的な取引に関する事例が掲げられている<sup>45</sup>。

## 6 租税条約の特典利用

### (1) HE を通じた租税条約の特典利用

HE を利用することにより、租税条約上の特典を享受することが可能となり得る。次のような事例があげられる。

#### 事例 1

条約の特典を享受する典型的な例として、米国議会が早い段階で懸念していたものとして、HE を通じたインダイレクト・ローンがあげられる<sup>46</sup>。

43 Abbot Laboratories v. U.S., 160 F. Supp. 31 (N.D.IL.1958), aff'd 267 F.2d 940 (7th Cir. 1959)

44 1998-3 IRB49 (Jan. 20, 1998)

45 Notice 98-5を詳細に解説したものとして、占部 (2001) 37-40頁参照。なお、Notice には財務省規則制定の意向が示されているが、包括的な防止規定の制定には至っていない模様である。

46 Buzanich (2004) p.75, 本田 (2006) 105頁を参照。

40 Doernberg (2001) pp.404-406参照。

41 本庄 (2004) 285頁より引用。

42 Harvey, Burke & Shapiro (1996) p.220参照。

まず、カナダ法人が、米国 LLC を通じて、米国法人へ貸付を行う。米国 LLC は、米国においては納税主体とならず（構成員が課税されるパートナーシップ課税）、カナダにおいては法人として課税される HE である。米国 LLC はカナダ法人から得た資金を、カナダ法人の米国子会社へ貸し付け、米国子会社は米国 LLC に利子を支払う。この利子は、米国 LLC からカナダ法人に配当として分配される。

米国においては、米国法人から米国 LLC への利払いは、カナダ法人へ直接行われたものとして、米国法人は利子支払いを所得から控除できる<sup>47</sup>。米国 LLC は、課税上透明な主体であり課税されない。

カナダにおいては、カナダ法人は米国 LLC から配当を受け取るが、カナダと米国との租税条約上、課税が免除されている（Canada-U.S. Tax Treaty 第24条(2)(b)）。したがって、米国法人による利子支払いは、米国 LLC という HE を通じることにより、加米租税条約による軽減税率10%の源泉徴収のみで完結することとなる。

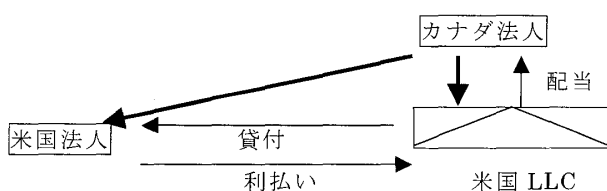


図1

## 事例 2

この事例は DRH を利用したものである<sup>48</sup>。

47 IRC163条(j)による利子控除の制限の適用がないと仮定。

48 REG-107101-00, 66 Fed. Reg. 12445 (Feb. 27, 2001). 説明したものとして本田(2006)107-108頁, Ring (2002) pp.99-100参照。

X 国法人が、米国の法人を買収するため、米国にパートナーシップを設立する。米国パートナーシップは、チェック・ザ・ボックス規定により、米国で法人として課税されるよう選択する。外国からは課税上透明、米国では課税主体と扱われる。

X 国法人は、米国 DRH に対し、出資とともに貸付を行う。その資金により、米国 DRH は米国法人を買収する。米国法人から米国 DRH への配当は、米国 DRH から X 国法人への利払いに充当する(図2)。

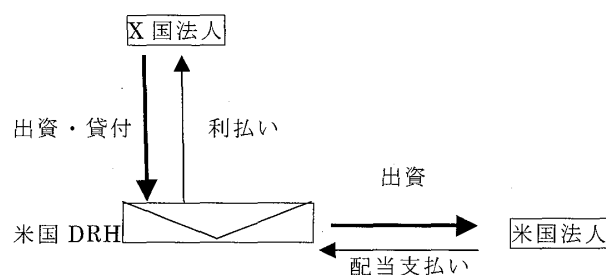


図2

図2において、米国法人、米国 DRH、X 国法人間でのキャッシュフローを見ると、次のようになる。

- ① 米国において、米国法人から米国 DRH への配当支払いは、連結納税申告書上、内部取引として消去される。他方、米国 DRH、X 国法人への利子支払いは、連結納税申告上、控除可能である。米国とX 国との間に租税条約が締結されている場合、利子支払いにかかる源泉徴収税額は、軽減される。
- ② X 国では、米国法人から米国 DRH への配当支払いは、直接 X 国法人へ分配されたものとして扱われる。当該配当は、X 国法人の課税上、米国法人が米国へ支払った税額について、一部外国税額控除できる可能性(あるいは親子会社間の配当であり、免税とされる可能性)がある。

- ③ 結果として、租税条約上、米国では、配当は所得からの控除可能な利子として扱われる一方、X国では軽減（免税）された配当として扱われる。

以上の裁定は、X国においてX国法人の受け取りが配当とされることから可能となるものである。

### 事例 3

次の事例は、リバーズ・ハイブリッド・エンティティを利用するものである。米国法人がX国に事業体Aと外国法人Bを有する（図3）。X国に設立された事業体Aは、米国においては課税主体と扱われ法人課税の対象となる一方、X国においては課税上透明として扱われる。この場合の課税上の取り扱いは、

- ① 外国法人Bから事業体Aへの利払いは、外国法人2で損金算入可能となる。事業体Aの利子の受取りは、X国で事業体Aを課税上透明と扱うため課税されないことになる（米国法人が受け取ったともものとされる）。また、米国とX国との租税条約で源泉課税免除になっている場合、課税されない<sup>49</sup>。
- ② 米国においては事業体Aを課税主体として扱うため、米国法人へは課税されない。

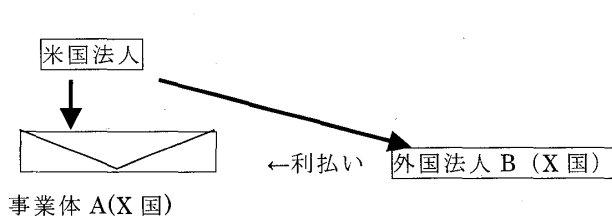


図 3

49 米国と外国との条約で、利子の源泉徴収は5%以下ではあるが課税できるとしているを仮定すると、外国法人Bから米国への支払いが利子であればX国は課税することが可能である。

また、同一国内での利払いであるためサブパート F 所得とならない。

### 事例 4

次の事例は DRH を利用した外国税額控除の利用である（図4）<sup>50</sup>。

X国法人が米国の法に基づき米国に事業体（米国 DRH）を設立し、その事業体は米国国内において課税上法人として取り扱われるよう選択する一方、X国においては課税上透明として扱われる。この DRH は米国の銀行から借り入れを行い、米国法人を設立する。米国 DRH と米国法人は、米国で連結申告を行っているとする。この DRH は米国では法人として取り扱われるため、銀行へ支払う利子は、米国法人と DRH からなる連結申告において、グループの所得から差し引くことができる。DRH が支払う利子は米国居住者に対して支払われるため、源泉所得税は生じない。また、DHR が受取る配当については配当控除の規定（IRC243条(a)(3)）により課税されない。X国においては、DRH は課税上透明と扱われるため、銀行に支払われる金利は、X国法人の所得から差し引くことができる。つまり、米国 DRH の利払いを、米国と外国との双方において控除したことになる。

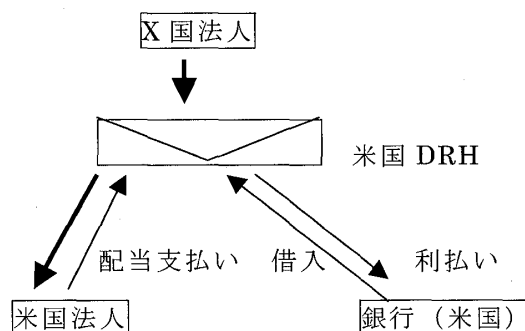


図 4

50 Maiorano, et. al. (2003), p.1056.

## (2) 対応策及び考察

### (a) 租税条約の特典利用の制限<sup>51</sup>

租税条約の特典利用の制限する規定として IRC894条(c)(1)がある。これは、一定の要件を満たさない場合の租税条約の特典の利用を制限するものであり、事例1においては、以下のとおり IRC894条(c)(1)の3つの要件<sup>52</sup>が満たされないこととなる。

- ① カナダは、米国人から米国 LLC への利払いに関する課税管轄ではなく、また、カナダは米国 LLC を法人として扱うため、その利息はカナダで発生したものではないこと。
- ② 米国とカナダの租税条約では、パートナーシップを通じた所得に対する条約適用を認める条項が定められていないこと。
- ③ カナダの税制上配当は免税とされているため、米国 LLC からカナダ法人へ配当された所得に対してカナダは課税しないこと。

したがって、カナダ法人が米国 LLC に支払う利息に係る源泉所得税について、軽減税率である10%を適用することはできず、30%の源泉税が課されることになる。

### (b) DRH への対応

しかし、IRC894条(c)の規定は、HE には適用されるが、DRH までカバーしていない。DRH への対応に関する法的根拠は財務省規

則 § 1.894-1 である (IRC 上の根拠は、7805 条、894条、7701条(1))。DRH に関して、

① DRH に対する支払い、② DRH からの支払いについて規定する必要があったが、①については2000年6月の財務省規則<sup>53</sup>によって、②については2002年6月の財務省規則<sup>54</sup>により整備された。これらの新規則は、利息支払いを配当支払いと取扱うことにより、DRH の利用した租税条約の特典を享受することを防止したものである<sup>55</sup>。新規則の目的は、企業が不適切に米国租税条約を利用して、租税上の利益を享受することを防止することであり、

- ① DRH から外国関連法人への支払いによる米国での課税の軽減 (“outbound” payment),
- ② 米国租税条約により米国での源泉課税の減免,
- ③ 条約相手国における支払いに対する軽減税もしくは非課税などを制限するものである。

配当の利子控除の対応として、新規則 § 1.894-1(d)(2)(ii)は、(i) 内国法人から DRH への控除可能な支払い (利払い) に対しては条約の特典は認められない、(ii) DRH から外国の持分所有者への支払いは、一定の要件<sup>56</sup>の下で、米国税制上及び租税条約上、配当として取り扱うこととされている<sup>57</sup>。

図5において米国 DRH は、受け取った配当から支払った利子を控除するため課税され

51 Buzanich (2004)p.77を参照した。

52 以下の3要件が全て当てはまる場合には租税条約の軽減税率が適用できない。

(a)条約相手国において、事業体を通じて取得した所得が相手国企業の所得とされないこと、(b)パートナーシップを通じて得た所得について特別の規定がないこと、(c)条約相手国において事業体からの分配について課税されないこと。

53 T.D.8889, effective June 30, 2000.

54 T.D.8999, effective June 12, 2002.この規則について解説したものとしては Buzanich (2004)p.82 参照。

55 詳細については、本田 (2006) 108頁参照。

56 要件の詳細については同上108頁参照。

57 新規則の解説として、同上108頁、高橋 (2006) 96頁、NYSBA Tax Section (2006) p.385等を参照。

ることはなく、X国法人（親会社）への利子支払いに係る、条約により軽減された源泉税のみの課税となる。

X国においては、米国DRHを課税上透明と見るため、X国法人は米国人から直接配当を得たものと取扱う。X国が資本参加免税のある国とすると、X国法人が受け取った配当は課税されないこととなる。

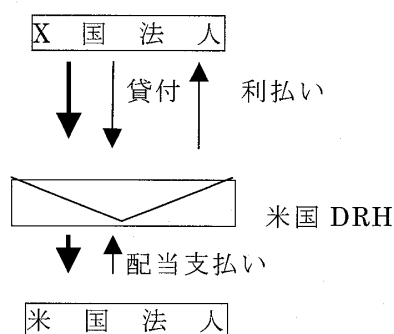


図5

しかし、上記の新規則については次のような懸念もある。

- ① 外国の課税を適正化するものの、米国の課税に関しては変化がない。（米国ではなく条約相手国の課税ベースを守ることとなっている<sup>58</sup>。）
- ② 課税される利子から課税されない配当への転換であるため、外国法人の税負担を軽減するものであり、米国企業にとっては競争上不利となる。（例えば、外国法人はより低い利率での貸付を提供できることとなる。）

また、これらの規定は、① DRHからの支払い及びDRHへの支払いについて規定していないため、DRHを利用した事例への対処に十分ではないという指摘<sup>59</sup>や、② IRC894条(c)(1)は、実施上の規定を欠いており、規

則制定権限を逸脱しており、OECDモデル条約24条の無差別取扱いにも反するなどとの批判もある<sup>60</sup>。また、IRC894条(c)(2)も、十分に財務省規則の根拠となる権限を有しておらず、規則制定権限を逸脱しているとの指摘もある<sup>61</sup>。米国財務省は、米国モデル条約22条やOECDモデル条約第一条のコメントリーの見え方に基づき、条約の不適切な利用に対しては、国内法により制限を加えることができることを説明している<sup>62</sup>。

#### (c) 事業体に関する米国とOECDのアプローチの比較

事例1のようなケースに対して考えられる一つの対応策としては、OECDモデル条約第4条にあるように居住者を「課税されるべき者」して、ルック・スルー・ルールが適用される者については、租税条約の特典を受けることはできないとすることであろう<sup>63</sup>。OECDモデル条約コメントリーにおいては、租税条約の不正利用に対する濫用防止策として、以下のようなアプローチが示されている<sup>64</sup>。

##### ① 受益者概念アプローチ：条約の特典の適

60 例えば、高橋(2006)96頁注30、Buzanich(2004) p.82.

61 例えば、May(2001) p.1869、高橋(2006)96頁注30。

62 なお、財務省規則の改正により、DRHの損失に係る条約の特典制限が設けられている(Reg. Section 1.894-1(d)(2), T.D. 8999, 2002-28 IRB 78)。

63 OECDモデル条約第4条(居住者)においては、「一方の締結国の居住者」とは、当該一方の国において課税を受けるべきものとされる者をいうとされている。

64 OECDモデル条約のアプローチを含め、租税条約の濫用防止規定のあり方について考察したものととして中山(2006)参照。

58 Baneman and Cohen(2002) p.217.

59 Buzanich(2004)p82.



用は、実質的に所得が帰属する者が居住者であるかで判断するアプローチ<sup>65</sup>

- ② 透視アプローチ：法人の居住地国の居住者ではない者が直接又は間接に保有する法人に対して条約の特典を否認するアプローチ<sup>66</sup>
- ③ 課税対象アプローチ：源泉地国における条約の特典を、居住地国において課税対象に含められる所得に対してのみ付与するアプローチ<sup>67</sup>
- ④ チャンネル・アプローチ：導管の仕組み自体を参照し、不当な利用の事例を抽出する規定を挿入することにより対処する直接的なアプローチ<sup>68</sup>

一方、米国においては、IRC894(c)及び財務省規則 § 1.894-1(d) (1)～(5)により、HEによる租税条約上の特典利用を制限している。これらの規定においては、源泉地国は、事業体の課税上の取扱いを居住地国に合わせる（居住地国の判定を尊重する）というものである。規定では、基本的に条約上の特典は、その国で課税主体となる（課税上透明でない）事業体に対して与えられることとなっている<sup>69</sup>。また、事業体が課税上透明に扱われる場合、条約上の特典は各構成員が享受することとなる。この規則では、課税上透明な事業体は、

- (i) 所得の種類の変更がないこと、
- (ii) 所得が各構成員により直接に課税されていること

という2つの条件の下で透明と扱われる<sup>70</sup>。なお、この規定は条約締結国のみが適用対象となっており、条約非締結国との間での取扱いには適用されないが、条約非締結国の場合には利子や配当の支払いに対して、原則通りの税率による源泉徴収が行われるため、濫用の可能性は低いものと考えられる。

事業体に関して、財務省規則 § 1.894-dとOECD パートナースhipレポート<sup>71</sup>とを比較する。

- ① 事業体の課税関係の性質決定の基準が示されている財務省規則 § 1.894-1(d)においては、事業体に支払われる所得の項目がその事業体によって取得されたものとされるのは、事業体の居住地国法上、事業体が課税上透明扱われていない場合であるという規定がある。つまり、事業体の居住地国で法人として課税している場合には、米国で課税上透明と扱っているとしても居住地国の判定に従って条約を適用するというものである<sup>72</sup>。

また、財務省規則 § 1.894-d(2) (ii) (A)においては、DRH が、米国子会社から配当として得た資金について、外国親会社に利息を支払った場合、その利息支払いは配当の支払いとして取扱われる。（この規定は関連法人の場合のみ適用される）

- ② OECD パートナースhipレポートの事例13によると、源泉地国で課税上透明と扱

65 OECD モデル条約第1条コメンタリー・パラグラフ10, 同第10条コメンタリー・パラグラフ17及び22, 同第11条パラグラフ2, 同第12条パラグラフ7。

66 OECD モデル条約第1条コメンタリー・パラグラフ13。

67 同上パラグラフ15。

68 同上パラグラフ17。

69 例えば、財務省規則 § 1.894-1(d) (3) (ii) (B)においては、“an entity’s jurisdiction is the jurisdiction where the entity is organized or incorporated or may otherwise be considered a resident under the laws of that jurisdiction” とされている。

70 いずれか一つの条件しか満たさないため課税上透明とされない例が規則 § 1.894-1(d) (5)の事例6及び10に示されている。

71 OECD(1999)

72 解説したものとして、増井（2004）98-99頁。

われるパートナーシップによる支払いは、パートナーの居住地国での所得種類の判定は、パートナーシップの居住地国での判断に従うこととされている。

財務省規則 § 1.894-d(2)(ii)(A)については、関連法人のみが規定の対象である一方で、OECDレポートは取引が関連、非関連法人を問わないため、規定がカバーする範囲の相違はある。また、OECDレポートは二重課税の防止を主眼においており、DRHを通じた取引については考慮されていない。こうした相違点はあるものの、規則 § 1.894-d(2)(ii)(A)では、基本的には居住地国で課税することとされており、OECDのパートナーシップに対する考え方に反しているわけではないと考えられる<sup>73</sup>。例えば、OECDパートナーシップ報告の事例13(図6)において、パートナーAがパートナーシップPに貸付を行いPはAに利子を支払う。P国はPが支払うのは利子であるとしてし、Pが支払う利子について控除を認める。また、利払いについては条約で定める制限税率が適用される。R国は、その国内法上、パートナーとパートナーシップとの貸付を認めず、Aに利子所得は生

じず、パートナーシップの事業の利得に対するAの持分の分配であるとする。この場合、事業体の居住地国(P国)が性質決定の基準とされ、P国での取り扱いをR国が尊重することとされている。

OECDパートナーシップレポートは、例外はあるもののOECD加盟国の共通理解を示したものであり、この共通認識の下、時間はかかるものの、各国が締結している租税条約のネットワークにおいて、事業体やその出資者への課税の一貫性を高めていくことが、条約の不適切な利用を防ぐ観点から有効であろう。

## 7 譲渡所得課税

### (1) HEを利用した譲渡所得課税の回避

HEを利用することにより、譲渡所得課税が回避される可能性がある。

#### 事例 1

X国居住者と米国居住者とが出資している米国のLLCが米国法人株を売却する。ここで、X国は国外所得免除方式(Territorial

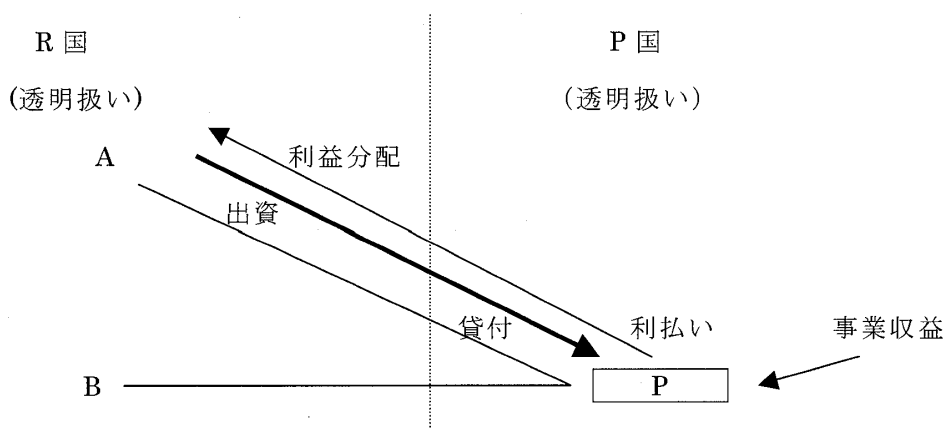


図 6

73 米国とOECDの事業体に対するアプローチとの比較・分析についてはBuzanich(2004)を参照。

Taxation) を採用していると仮定する。米国 LLC は、X 国においては独立の課税主体と取り扱われ、米国においては課税上透明と扱われることを選択すると仮定する。米国 LLC による米国法人株式の売却については、以下ようになる。

- ① 米国における取扱い：X 国居住者については、米国では LLC は課税上透明であり、米国での課税は行われない。米国居住者に対しては課税される。(なお、長期保有であれば譲渡所得課税は低税率となる。)
- ② X 国における取扱い：米国 LLC は独立した課税主体であり、X 国での課税はなし。売却益が X 国に配当として送金される場合でも、X 国は国外所得免除方式を採用しているため配当へ課税されないこととなる。

したがって、X 国居住者の持分に係る譲渡所得については、X 国及び米国の双方において課税されないこととなる。

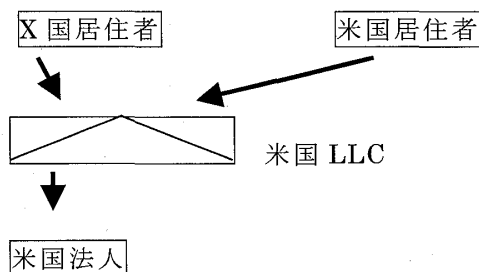


図 1

## (2) 考察

上記事例 1 においては、X 国において譲渡所得への課税が行われないことで、課税の空白が生じることとなっているものである。X 国で課税されていないことに起因する二重不課税であり、米国のみの対応では限界がある。

## 8 日本における論点と対応の方向性

### (1) 事業体の多様化

日本においても、任意組合や匿名組合を用いた取引が増加し、課税上の取り扱いをめぐる争訟も起こされている。また、2005年には有限責任事業組合が法制化されるなど、事業や投資のために使われる事業体が多様化し、事業形態の広がりを見せている。事業体に関する税制の整備としては、特別目的会社 (SPC) について一定の要件の下、支払い配当の損金算入が認められたり、特定信託について、法人課税の対象とした上で、配当の損金算入が認められるなどの取り扱いがなされている。これらの事業体の事業活動・投資活動は国内に留まるものではなく、海外でも行われる<sup>74</sup>。また、米国の LLC をはじめ外国において設立された事業体が、日本において事業や投資活動を行うこともある。

国内外において多様な事業体を通じた取引が増加してきているが、課税上の取扱いが明確となっていない部分もあり<sup>75</sup>、他方で、有限責任事業組合においては分配が自由とされており、課税上の問題を惹起することも考えられ<sup>76</sup>、今後事業体を通じた取引に関する課税上の取り扱いの整備を図っていく必要がある。これは、税務上の問題だけではなく、

74 2004年度税制改正では、外国子会社合算税制の適用対象に外国信託が追加されるなどの措置が図られている。

75 例えば、外国籍プライベート・エクイティ・ファンドの課税問題について、石綿 (2005) 参照。

76 例えば損失を有する持分所有者により多くの利益を分配するような可能性も考えられる。居波 (2006) では有限責任事業組合契約を用いた租税回避スキームを次の 4 類型に分けて問題点を検討している。① 組合事業の損失の取り込み、② 国内の赤字子会社支援、③ 海外への所得移転、④ 海外の現地子会社支援。

事業活動において事業体を有効に活用していくための基盤でもある。日本企業は、米国の子会社を通じての LLC 活用はある程度行っているが、税務上の取り扱いがはっきりしないこともあり、米国の LLC に直接に投資するケースは、現時点では米国の企業ほど多くはないとの指摘もあるが<sup>77</sup>、今後、日本企業が海外での事業を LLC をはじめとした各種の事業体を通じて展開していくことは増加していくものと推察される。一般に HE を法人とみる国の租税回避が特徴であり、日本のように比較的法人課税の対象が広いと思われる国の課税は、HE を利用した租税回避の格好のターゲットであると考えられるとの指摘もあり<sup>78</sup>、対応の必要性がより高まっていくものと考えられる。

## (2) 対応の方向性

### (a) 事業体の課税上の取り扱い

多様な事業体の法人課税上の取り扱いについては、政府税制調査会の中期答申（2000年7月）において、次のように述べられている。

「法人格を持たない事業体を法人課税上どのように取り扱うかという問題は、法人税制全体に関わるものですが、少なくとも外国の多様な事業体に係るクロスボーダー取引（国境を越える取引）の場面において、法人課税の対象について法人格の有無ではなく、活動の内容などの実質的な基準により判断する税法上の認識ルールを作ることや事業体に係る情報の収集方策などについて、諸外国の例も参考にして検討することが必要と考えます。この場合、法人課税の対象とするかどうかの基準の内容、納税者

の選択の余地、わが国と外国とで取り扱いが異なる場合の問題など、検討すべき点は多岐にわたると考えられます。』<sup>79</sup>

前章まで見てきたように、事業体が課税主体として扱われるか否かの分類（Entity Classification）が各国間で相違する場合に、租税裁定の機会が生じ得る。OECD モデル条約コメントリーにおいても、「パートナーシップに係る取り扱いは、国内法令によって異なっている。これらの相違によって、パートナーシップに関する租税条約の適用上様々な問題が生じている。」<sup>80</sup>と記述されている。

2004年3月30日に発効した新日米租税条約では、多様な事業体の取り扱いについて規定が設けられ、事業体に対する租税条約の適用関係が明確化された（4条6項）。この規定により、事業体について、法人課税とするか、構成員課税とするかの決定を、源泉地国ではなく、事業体の組織された国またはその構成員の居住地国の判定に委ねることが明示された<sup>81</sup>。この考え方は OECD パートナーシップレポート<sup>82</sup>と同様の方向性と考えられる。租税裁定を防止していくためには、今後、租

79 税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」2000年7月、344頁。

80 第1条パラグラフ2。

81 新条約では、両国で課税譲渡の扱いが異なる事業体を通じて獲得した所得に対し、源泉地国はその国内法による源泉地国の事業体課税の方式ではなく、居住地国における事業体課税の方式を尊重する形で、条約の特典を与えるか否かを決定することとし、①米国 LLC が構成員課税を選択した場合、②米国パートナーシップが団体課税を選択した場合、③第三国事業体が米国で構成員課税の事業体とされる場合、④第三国事業体が米国で団体課税の事業体とされる場合、⑤源泉地国で組織された事業体が米国で団体課税の事業体とされる場合、という5つのケースについて条約の特典の適用関係について定められている。

82 OECD(1999)

77 八田(2006) 155頁。

78 高橋(2006) 99頁。

税条約の適用・解釈のコーディネーションによる対応を続け、租税条約ネットワークにおいて、こうした共通概念を拡大させていくことが、時間はかかるものの、二重非課税・二重課税を防止するために有益と考えられる<sup>83</sup>。

米国においては、租税条約の不適切な利用を図るような行為について、国内法で租税条約の特典の利用が制限されている<sup>84</sup>。パススルーされる事業体を利用した租税条約の不正利用について、OECD租税委員会の報告書<sup>85</sup>においては、租税条約による恩恵を享受できるための判断基準が記述されており、判断基準の一つとして Subject-to-tax Approach が紹介されている。このアプローチは、居住地国の居住者が課税対象となる所得についてのみ源泉地国で租税条約の減免規定が認められるというものであり、相手国で課税されない所得については条約上の恩恵は与えられないというものである。

この考えは OECD モデル条約コメンタリー第1条にも織り込まれており一般に支持されている<sup>86</sup>。日本においても、相手国で所得が課税されていない場合には、条約の特典利用を制限することも許容されるのではないかと考えられるとの指摘もあり<sup>87</sup>、Subject-to-tax Approach による制限も有益であると考えられる。

#### (b) 事業体の分類 (Entity Classification)

各種の事業体に関して税法の適用関係を明

確にすることは、課税に関し納税者の予測可能性を確保する上で必要である。しかし、米国の「チェック・ザ・ボックス」規定は、予測可能性を高める効果はあったものの租税裁定の機会を拡大したといえる。米国においては、HE などの事業体を不適切に利用した租税裁定を防止する規定が制定され対応が続けられているが、防止策の有効性に疑問も呈されているとともに、防止策により、国際課税上これまで可能であった取引のセーフガードが縮小するという懸念もある<sup>88</sup>。さらに、国際的な事業活動を行っている米国企業が、事業の大部分を海外に移転することにより、米国の国際的な課税ベースの浸食が懸念されており<sup>89</sup>、特に「チェック・ザ・ボックス」規定が米国企業の外国所得に対する課税を回避することを容易にしている。米国議会租税合同委員会の2005年の報告書“Options to Improve Tax Compliance and Reform Tax Expenditures”においては、「チェック・ザ・ボックス」規定を見直す動きも見られる。租税回避の防止策が完全に規定できない状況の下で、事業体の分類を納税者の選択に委ねることは、租税回避の可能性を拡大し、また、制度の複雑性を増加させることにもつながると考えられる。

国税不服審判所平成13年2月26日裁決においては、米国 LLC に投資し、LLC から配分される利益に関し、日本の税法上、外国法人からの配当なのか、任意組合類似として利益の分配として扱うべきなのかについて、設立準拠法の下で法人格を付与された事業体である LLC は、日本において外国法人に該当するとされた。国税庁が2001年に公表した質疑応答においても、ある国の事業体を、日本の

83 Id., p.11においても同旨のことが述べられている。

84 米国財務省 T.D.8999, 67Fed.Reg.40157, June 12, 2002.

85 OECD (1987)

86 パラグラフ7,20,21.

87 本田 (2006) 110頁。

88 例えば, Holland (2005) 参照。

89 例えば, IRS (2004) 参照。

税務上外国法人として取扱うかは、その事業体が日本の私法上、外国法人に該当するか否かで判断するということが示されている。

民法を前提にすると、外国において法人格を付与されていないものは、日本における課税上の取扱い上、外国法人と扱われないことになる。一方、日本において、法人格を持たない人格なき社団は、法人課税の対象とされている。したがって、法人格の有無のみで、法人課税の対象とするか否かを決定することが必ずしも適当とは考えられず、取引を行う際に権利義務の主体として一つの団体として考えられるかなども考慮していくべきであろう。判断基準が明確となっていないことが、運用上、課税当局、納税者双方にとって負担となっているとの指摘もあり<sup>90</sup>、法人として課税される判断基準の明確化が必要と考えられる。

そのためには、まず、法人課税を受ける事業体の範囲についての概念整理が必要となるが、米国の経験は、租税回避への十分な防止措置を講じることなく納税者による選択制を採用した場合、大きな混乱を招く可能性があることを示している。他方で、租税回避への十分な予防措置をあらかじめ規定することは、前章までの米国の取り組みを見れば分かるように、非常に困難である。したがって、事業体の課税について、納税者の選択性を採用するのは適当ではなく、法人の判断基準についての考え方を整理し、これに従って判定することが適当であろう。その際、チェック・ボックス規定適用前の米国の基準（キントナー原則：財務省規則 § 301.7701-2<sup>91</sup>）も

参考になろう。しかしながら、キントナー原則に基づく判定は、「課税上の取扱いが不明確な外国事業体が多く存在し、ハイブリッド事業体についての位置づけが不安定であったことから、国際的なタックス・プランニングに活用するには不確定要素があり、積極的に利用しにくかった」との指摘があるように<sup>92</sup>、完全なものではないことに留意が必要である。

また、判定基準が法人格の有無に偏重しすぎることも問題と考えられ、所得が誰に帰属するのか、リスクを誰が負っているのか、あるいは法人の法的主体性についての考慮も必要であろう<sup>93</sup>。単に導管としての機能しか持たない事業体には所得やリスクが帰属しておらず、法人税の納税義務者とすることは慎重であるべきと考えられ、所得の帰属を、法人税の納税義務者となるか否かを定める判定基準とすべき重要な要素とすべきであろう<sup>94 95</sup>。法的主体性の有無とは、契約や訴訟

92 本田（2006）103頁。

93 米国では事業体を(i)能動的事業活動を行うものと(ii)金融証券サービス等を主たる内容とする受動的活動を行うものに大別し、団体課税か構成員課税かについて、(i)社団として団体課税される事業体、(ii)パススルー事業体として構成員課税される事業体、(iii)導管事業体として法的に団体課税されながら一定条件下に利益の分配を損金算入することを認められる事業体、(iv)税法上無視される事業体(Disregarded Entity)とに区分している(本庄(2006)17-27頁)。

94 朝長(2006)では、法人税が所得に担税力を認めて税負担を求めるものであることから、所得の帰属者を納税義務者とするべきとしている。

95 信託については、信託法等の改正を踏まえ、平成19年度税制改正において信託税制の整備が行われており、法人課税信託という概念が創設され、受益者段階で信託に係る所得に対する法人課税が行われる信託の適用範囲が拡大された。

90 日本公認会計士協会(2002)6頁。

91 キントナー原則による事業体の課税上の取り扱いでは、①社員(associates)の存在、②事業・利得分配目的、③事業の継続性、④経営管理の集中、⑤有限責任、⑥持分の自由譲渡性の6要素のうち、①と②を有するが残りの4要件のうち2以上が欠ける場合はパートナーシップと分類された。

の当事者となったり、事業体の名義により不動産の所有等が可能となる法的基準であり、法的主体性の有無を課税主体となるかの一つの判定要素とすることも考えられよう<sup>96</sup> <sup>97</sup>。なお、ある事業体が課税主体とされたとしても、特定信託のように、ペイスルーによる所得計算（一定の要件下で配当を損金算入）の仕組みも事業体の性質によっては必要であろう<sup>98</sup>。

#### (c) 組合を通じた損失取り込みの制限

2005年度税制改正において、組合事業から生じる損失について、特定組合員にかかる損益通算を制限する措置が講じられた<sup>99</sup>。

96 淵(2005)は、「パス・スルー課税における事実認定の困難性、組合は法人の属性の主要部分を既に備えていることを考えると、立法論としては組合に対して法人課税を及ぼすことも十分に考慮に値しよう。」としている(65頁)。

97 American Law Institute(1999)は、法人格の有無にかかわらず、一定の閉鎖的事業体に簡素な導管課税制度を提案している。解説したものと高橋(2002)、炭田(2006)参照。

98 利益の帰属者が納税義務者にするという考えからすると、米国のS corporationのように、少数の特定の株主にのみ支配されている閉鎖的法人は、法人でありながら構成員課税とすることも考えられるが、本稿のテーマ外であるため今後の検討課題としたい。

99 以下のような措置である。

1 民法組合、匿名組合等の法人組合員の組合損失について次のように定める。(租税特別措置法67条の12及び68条の105の2)

① 組合債務の責任の限度が実質的に組合資産の価額とされている場合等には、その法人組合員に帰属すべき組合損失のうち当該法人組合員の出資の価額として計算される金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。

② 組合事業に係る収益を保証する契約が締結されていること等により実質的に組合事業が欠損にならないことが明らかな場合には、その法人組合員に帰属すべき組合損失の全額は損金の額に算入しない。

2 不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等(外国におけるこれに類似するものを含む。)の個人組合員(組合の重要な業務の執行の決定に関与し、契約締結交渉等自らの執行を行う法人組合員等を除く)の当該民法組合等に係る不動産所得の金額の計算上生じた損失については、なかったものとみなす。(租税特別措置法41条の4の2)

3 有限責任事業組合の組合員の組合損失額について、その出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額は、必要経費及び損金の額に算入しない。(租税特別措置法27条の2、67条の13、68条の105の3)

また、投資事業有限責任組合には無限責任組合員と有限責任組合員の双方が含まれているが、出資額を超える損失の額については、無限責任組合員と有限責任組合員とに分けてその扱いの明確化が図られている<sup>100</sup>。こうした損失の利用制限規定に加えて、特に租税条約ではカバーされていない国もあり、米国の二重連結損失の制限規定(IRC1503条(d))のように、相手国で相応の課税がなされていない場合には、国内で課税できるようなアプローチも考えられ<sup>101</sup>、多様な事業体の利用実態を注視していく必要があると考えられる。その際、柔軟な所得配賦等を利用した濫用的取引に対するルールについても十分考慮すべきであろう。

#### (d) 情報申告書

現在、任意組合、匿名組合、有限責任事業組合の組合員が法人である場合には、各事業年度終了の時に特定組合員に該当する法人は、確定申告書に組合損失額又は組合利益額、組合損失超過額、組合損失超過合計額

100 平成10年10月21日付課審4-20、課審3-41、通産省中小企業庁計画部長からの照会に対する回答。また、法人税基本通達14-1-2(1)及び所得税基本通達36・37共通-20(3)においては、組合について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に分配又は負担させることとする「純額法」、収入、原価、費用、損失の額を分配割合に応じて組合員に配分する「中間法」、収入、支出、資産、負債等を分配割合に応じて組合員に配分する「総額法」が示されている。

101 その際、海外での損失計上を確認することの困難性という執行上の課題があり、事業体に関する情報申告制度の検討が必要となる。例えば、日本人が出資する外国事業体(日本では構成員課税)の損失を外国のグループでの連結申告において控除する場合、外国の連結申告の内容を確認する必要がある。

及び調整出資金額の計算に関する明細書を添付しなければならないこととされている<sup>102</sup>。また、組合損失超過合計額の損金算入の適用を受ける場合には、その損金算入に関する明細書の提出も必要とされている<sup>103</sup>。有限責任事業組合については計算書提出義務<sup>104</sup>が2005年度税制改正で創設されたところであるが、任意組合、匿名組合などその他の形態の組合には支払調書の提出義務<sup>105</sup>のみとなっている。米国では、出資や持分譲渡、パートナーへの分配に係るパートナーごとの情報など、個別の取引を含めて様々な申告書と提出が義務付けられている<sup>106</sup>。各種の事業体の事業内容、今後生じ得る租税回避の可能性等を注視しつつ、情報申告書の提出義務の範囲、記載内容等について検討を加えていくことが必要であろう。

#### (e) その他の論点

以下では、多様な事業体を通じた取引について、その他のいくつかの論点を略述する。

#### ① 恒久的施設

事業体と恒久的施設に関して、非居住者が、構成員課税とされる事業体やHEを通じて日本で所得を得る場合、日本における国内源泉所得に対する課税について、恒久的施設の有無についての判定をどのように考えるべきかという問題がある。パススルー型事業体やHEの恒久的施設については、まだ明確なルールが存在せず、ルールの整備が必要であろう<sup>107</sup>。

#### ② 外国税額控除

日本の居住者が、外国の事業体に出資し、外国の事業体の利益に課された税は、直接外国税額控除の対象なのか、それとも間接外国税額控除の対象なのかという問題がある。例えば米国事業体がパススルーとして取扱われる場合、米国で納めた税額は直接税額控除の対象となるが、法人として扱われる場合には、日本法人が配当を受け取る時点で間接税額控除の対象となろう。また、日本の税務上LLCを法人と取扱う場合、配当を受け取るまで国外源泉所得は認識できず、この時間的なずれのため、支払外国法人税のみが生じた場合には、結果的に外国税額控除が適用できず二重課税となりかねないという問題も指摘されている<sup>108</sup>。

さらに、孫会社にまで可能とされている間接税額控除の適用について、HEを用いることにより曾孫会社以下まで適用可能となり得るという論点もある。

#### ③ 移転価格税制

日本の法人が国外関連者に該当する外国の事業体と取引を行い、移転価格上の問題が生じた場合に、移転価格課税を適用できるかという問題がある<sup>109</sup>。(a)その取引が移転価格税制の適用対象となるか否か、(b)適用対象となる場合に、事業体に対して適用されるのか、あるいは構成員に対して適用されるのか、(c)HEの場合に、取引当事国の二国間で移転価格課税の適用対象者が異なる可能性などの問題<sup>110</sup>が生ずるこ

102 措令39の31⑦, 措令39の32⑨

103 措令39の31⑧

104 所得税法227条の2

105 所得税法225条1項8号

106 詳細は高橋(2006)98頁参照。

107 本庄(2005)62-63頁では、多様な事業体の国内源泉所得の課税ルールについて、6つの説を示し、ルールの明文化を急ぐべきとしている。

108 日本会計士協会(2002)8頁。

109 問題点と考察の詳細については、遠藤(2006)を参照。

110 例えば、子会社との取引は移転価格税制が適用されるが、本支店間取引は移転価格税制の対象とならないところ、一方の国では子会社(法人)として扱われ、他方の国では支店として扱われるハイブリッド支店のケースである。なお、HEに関するものではないが、駒宮(2000)においては、本支店間取引と関連者間取引とに共通して適用される独立当事者間原則の適用について検証し、独立当事者間原則に基づく統一的な課税制度の提案がなされている。



とになるろう。

#### ④ 相互協議

日本の税務上外国法人とされた米国 LLC が、日本で恒久的施設を有しているとして課税された場合、LLC の構成員が米国居住者でなければ日米租税条約に基づく相互協議の申請ができず、二重課税が生じ、それを解消できない可能性が生じ得る<sup>111</sup>。相互協議の適用可能性について、事業体そのものが相互協議を申請するのか、その構成員が申請するのかという問題がある<sup>112</sup>。二国間で事業体の取り扱いが異なる HE の場合の手続きについて、執行面も考慮しつつ整理していく必要がある<sup>113</sup>。

## 9 おわりに

米国においては、HE のもたらす税務上の問題点に対し、財務省規則やノーティスの発行等による多くの対応が行われてきている。しかし、HE に関する取り扱いの適用範囲を明確に定め一貫した取り扱いを確保することは容易ではなく、完全に有効な対応策には至っていない状況にあるといえる。

一つの事業体について、各国が税務上同一の概念により一貫性のある課税上の取り扱いを行うこととしない限り、HE の課税上の問題を完全に解消することは困難であろう。課税上の取り扱いの国際的な整合性を高めていく必要があるが、これは短期間に達成することは難しい。したがって、課税上の空白あるいは二重課税を排除していくための各国それぞれの取り組みを積み上げていくことがまず必要となる。その上で、国際的調和を図っていく努力も継続させていくべきである。二国間の租税条約において、事業体の取り扱いについての明確化が図られてきており、租税条約ネットワークや国際的な議論を通じて、共通認識を高めるとともに、各国それぞれにおける制度整備を図っていくことがより一層重要となろう。

経済のグローバル化や各種の事業体の利用が拡大している今日において、経済活動を阻害せず、かつ、課税の公平性・予測可能性を確保していくために、具体的事例を積み重ねた上で制度のあり方を検討していくことが必要である。

#### (参考文献)

- 111 日本会計士協会(2002)7頁においても懸念が示されている。
- 112 日米新条約においては、個人以外の二重居住者に関する規定が織り込まれており、個人以外の二重居住者については、両国の権限のある当局による合意により、いずれの国の居住者とみなされるかが決定されるとされている。その合意がない場合には、この条約の特典を要求する上で、いずれの国の居住者ともされないことになる。
- 113 法人形態に係わらず、相手国で課税されない所得に関して条約上の便益を与えないという Subject-to-tax Approach の下では、相手国において課税が生じないものはそもそも二重課税ではないので、相互協議の対象とはしない(吉川(2006)25頁)ことにも留意すべきであろう。

- 石綿学「外国籍プライベート・エクイティ・ファンドの課税問題」『ビジネス・タックス』有斐閣(2005年10月)第8章4。
- 居波邦泰「タックス・シェルターに対する税務行政のあり方ー日本版LLPへの対応を考慮に入れてー」税務大学校論叢52(2006年)。
- 占部裕典「租税回避に対する新たなアプローチの分析」税法学546号(2001年11月)。
- 遠藤克博「パススルー・エンティティをめぐる国際課税問題ー米国LLCが関係する外国税額控除と移転価格税制の適用問題を中心にー」第29回日税研究賞入選論文集、日本税務研究センター(2006年8月)。
- 川田剛『LLP・LLCの理論と税務ー多様な事業体のすべて』財経詳報社(2005年10月)。

- 駒宮史博「独立当事者間原則とソースルールー非居住者・外国法人に対する事業所得課税について」『公法学の法と政策(上)』有斐閣(2000年9月).
- 炭田美奈子「閉鎖的事業体への構成員課税制度の一提案ー新会社法を見据えてー」第29回日税研究賞入選論文集 日本税務研究センター(2006年8月).
- 高橋祐介「パートナーシップと国際課税」ファイナンシャル・レビュー第84号(2006年7月).
- 「パートナーシップ課税の論点整理と展望」国際税制研究8号256頁(2002年).
- 朝長英樹「法人所得の意義と法人税の納税義務者に関する基本的な考え方」税務大学校論叢51(2006).
- 中里実「パートナーシップ課税の国際的側面」日税研論集 Vol.44(2002年).
- 中山清「租税条約の特典制限条項(LOB)」ファイナンシャル・レビュー第84号(2006年7月).
- 日本公認会計士協会「外国事業体課税のあり方について」租税調査会研究報告第6号(中間報告)(2002年3月25日).
- 澁圭吾「組合員が組合から受ける給与」『別冊ジュリスト租税判例百選[第4版]』有斐閣(2005年10月)64-65頁.
- 本庄資『タックス・シェルター事例研究』税務経理協会(2004年3月).
- 『国際租税法』大蔵財務協会(2005年5月).
- 『アメリカ法人税法講義』税務経理協会(2006年4月).
- 本田光宏「ハイブリッド事業体と租税条約ー米国のアプローチについてー」第27回日税研究賞受賞論文(2004年).
- 「ハイブリッド事業体と国際的租税回避について」ファイナンシャル・レビュー通巻第84号(2006年7月).
- 増井良啓「投資ファンド税制の国際的側面ー外国パートナーシップの性質決定を中心としてー」日税研論集 Vol.55(2004年).
- 八田陽子「事業体課税について」租税研究(2006年10月).
- 吉川保弘「事前確認制度の現状と課題ー相互協議申し立ての濫用と補償調整処理を中心としてー」税務大学校論叢50(2006).
- American Law Institute, Taxation of Private Business Enterprises, 1999.
- Baneman, Roger J. and Cohen, Steven J., Check-the-Box-Planning in the International Context, Tax Planning for Domestic & Foreign Partnerships, LLCs, Joint Ventures & Other Strategic Alliances 2002, Practising Law Institute Order No. J0-0051, June 2002.
- Buzanich, Herbert, A Comparison Between the U.S. and OECD Approaches to Hybrid Entities, Tax Notes International, October 4, 2004.
- Doernberg, Richard, International Taxation (5th ed.), West Group, 2001.
- Harvey, Burke & Shapiro, Uses of Hybrid Entities in the International Arena, 70 Tax Note 215, Jan. 8, 1996.
- Holland, Douglas, U.S. Check-the-Box Rules in the Cross-Border Context, Tax Notes International, July 18, 2005.
- Internal Revenue Service, Information Reporting Relating to Corporate Inversions, Internal Revenue Bulletin 2004-4, January 26, 2004.
- Jacobs, New York State Bar Association, NYSBA Criticizes proposed Regs on Special Antiabuse Rule, Tax Notes International, Jan. 21, 2002.
- Joint Committee on Taxation, Staff Review of Selected Entity Classification and Partnership Tax Issues, JCS-6-97, April 8, 1997.
- , Options to Improve Tax Compliance and Reform Tax Expenditures, JCS-02-05, January 27, 2005.
- Mahony, Lee and Wenrich, Jason, Controlled Foreign Corporations 2000, (<http://www.irs.gov/pub/irs-soi/00cfcart.pdf>).
- Mairorano, Ron, Treadway, Ed and Zive, Janette, Deciphering the Final U.S. Regulations on Payments by Domestic Reverse Hybrids, Tax Notes International, March 17, 2003, 1055-1067.
- May, U.S. Treasury Attacks Domestic Reverse Hybrid Planning, Tax Notes International, Apr. 16, 2001.
- McDaniel, Paul R. et. al., Symposium, The Future of Tax Law in the Face of Globalization: Practical and Policy Considerations: Use of Hybrids in International Tax Planning: Past, Present and Future,

- 13 Saint John's Journal of Legal Commentary 79, Fall 1998.
- McGowan, Michael, U.K. Restrictions on the Use of Dual Consolidated Losses, *Tax Notes International*, March 8, 2004, 903-909.
- Mills, Stephen, Partnerships Change Everything: Using a Partnership in an Outbound Stock Acquisition, *Tax Notes*, March 15, 2004, 1393-1412.
- New York State Bar Association Tax Section, Notice-98-11: Tax Treatment of hybrid Entities, 79 *Tax Notes* 877, May 18, 1998.
- , The Proposed U.S. Dual Consolidated Loss Regulations, 41 *Tax Notes International* 279, Jan. 30, 2006 (邦訳 徳井豊『租税研究』2006年12月号168-186頁).
- OECD, *International Tax Avoidance and Evasion - Four Related Studies-*, 1987.
- , The Application of the OECD Model Tax Convention to Partnerships: Issues in International Taxation, No.6, 1999.
- Ring, Diane M., One Nation among Many: Policy Implications of Cross-Border Tax Arbitrage, *Boston College Law Review* : December, 2002.
- Sullivan, Martin A., Data Show U.S. Companies Shifting Profits to Tax Havens, *Tax Notes International*, September 20, 2004.
- Timokhov, Vitaly, Dehybridization and Antiabuse Function of Tax Treaties and Domestic Law in Cross-Border Transactions, *Tax Notes International*, November 1, 2004, 457-475.